佐賀県介護サービス情報の公表制度に係る調査指針

（趣旨）

第1条　この指針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第3項の規定により行う介護サービス情報の公表に係る調査（以下「調査」という。）の実施について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2に基づき、必要な事項を定めるものとする。

　（調査を行うとき）

第2条　調査は、次の各号に掲げる場合に実施する。

一　介護サービス事業所自らが調査を希望する場合

二　介護サービス事業所が行った報告（法第115条の35第1項の報告をいう。）の内容が虚偽であると疑われる場合

三　前各号に定める場合のほか、調査を行う必要があると認められる場合

　（調査の内容）

第3条　調査の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　前条第1号の場合　利用者が調査を希望する項目を中心に調査する。

二　前条第2号の場合　虚偽であることが疑われる項目を中心に調査する。

三　前条第3号の場合　調査を行う必要があると認められる項目を中心に調査する。

　（調査の実施に係る明示）

第4条　第2条第1号の規定により調査を受けた事業所については、情報公表システムにおいて、自ら希望して調査を受けた事業所である旨を明示して当該事業所の情報を公表するものとする。

　　　附　則

　この指針は、平成24年4月1日から適用する。